

市民活動保険についてよくある質問と回答

No.	質問	回答
1	市から借上げた手押し式除雪機で通学路を除雪中にケガした場合は補償対象になるのか。	補償対象となります。 ただし、重機、農耕用トラクター、乗用除雪機などでの事故は補償対象外です。
2	市から依頼されて行っている広報紙を配布中にケガした場合は補償対象になるのか。	市から町内会への依頼であった場合、個人が対価報酬を受け取っていないので補償対象とします。 ただし、個人に対する依頼であった場合は対象にならない場合もあります。
3	市の行事「秋祭り」の山車の制作中や山車の運行中にケガした場合は補償対象になるのか。	山車の制作中のけがについては、十和田市秋祭りに限り、制作者が対価報酬を受けていないボランティア活動者である場合のみ補償対象とします。 運行中の事故については賠償事故、ケガ補償は補償対象外です。
4	町内会行事のために役員が買い出し途中、自損事故を起こした場合、車両は補償対象になるのか。	自動車事故で補償されるのはケガのみです。 また、対人、対物、車両損害は補償対象外です。 公益性のある活動中でなければ補償対象外となります。
5	町内会の祭りに向けた太鼓の練習中のけが・事故は補償対象になるのか。	基本的に祭り参加者については補償対象外です。また、そのための練習も含みます。
6	市から補助金をもらって活動しているが、補助金活用の有無に関係なく補償対象となるのか。	要綱・規定の内容によって判断します。ボランティア活動のように見える活動であっても委嘱内容によっては対象外となる場合があります。
7	教育委員会の計画する「登下校の見守り活動」「学校の環境整備」などの地域の方々からボランティアを募り、学校を支援する活動については補償対象となるか。	ボランティア支援活動は補償対象とします。 ただし、この支援活動を立案、管理するのが学校ならば対象外です。また、コーディネーターに対価報酬がある場合も補償対象外です。
8	古新聞や空き缶を回収し、換金して町内会の運営費に充てている場合、補償対象となるか。	町内会行事の一環として行っている場合は補償対象となります。 ただし、対価報酬を目的とした場合は補償対象外です。
9	市が委嘱している廃棄物減量等推進員は無報酬でごみ収集所の巡回や分別指導を行っているが補償対象となるか。	市民活動と認められることから補償対象となります。

※上記は一例です。同様の活動であっても対価報酬の有無や金額、委嘱の有無、その他活動時の状況によっては対象にならない場合もありますので、詳しくは、まちづくり支援課までお問い合わせください。